

企業の経理・税務・庶務・労務担当者の執務指針

2017

企業実務

2

No.777

特別記事

信用力につながる 「資金会計分析」 のすすめ

経理・税務

業績低迷時の決算対策
—その視点と実践

人事・労務

内定の効力をめぐる
トラブル対応Q&A

総務・法務

情報流出を防ぐ
「営業秘密研修」の進め方

生産性を高める
「変形労働時間制」入門



- 2月のビジネスカレンダー 3
2月の事務ごよみ 7 3月決算法人の決算と申告の準備、新事業年度の利益計画の立案、
新入社員の受入準備、賃上げ情報の入手・検討、
備品や事務機器の補充・廃棄 ほか
新法令・通達解説 11 割賦販売法を改正し、クレジットカードの利用環境を整備 ほか
これからの法改正の動き 13 募集条件を変更して労働契約を結ぶ場合、書面等での明示を義務化へ ほか

特別記事

18 信用力につながる 「資金会計分析」のすすめ

- 決算書を中小企業の安定成長に役立てるには
- 「資金別貸借対照表」は従来と何が違うのか
- 資金面から自社の実力を示し、融資交渉等に活かす

税理士 佐藤 修一

経理・税務

28 業績低迷時の決算対策——その視点と実践

公認会計士・税理士 後 宏治

32 ポイントサービスを自社運用するときの会計処理 公認会計士 山下 大輔

38 (見落としあないか?)設備投資にまつわる税制優遇措置 税理士 高木 舞

41 社葬を行なう際の経理処理Q&A 税理士 則貞 幸太

84 中小企業に影響をもたらす
平成29年度税制改正大綱の内容をチェックする 税理士 藤田 益浩

27 いまどき「勘定科目」のあてはめかた・つくりかた
法人カードを利用したときの会計処理は?——税理士 駒井 伸俊

36 社員をやる気にさせる「経営計画」策定のコツ
経営戦略を考える際のポイント——中小企業診断士 川原 寿

人事・労務

44 内定の効力をめぐるトラブル対応Q&A

特定社会保険労務士・行政書士 中野 泰

48 地方企業による人材確保はこうする 編集部

52 高年齢継続雇用の労保・社保の取扱いに注意 特定社会保険労務士 平倉 康司

新連載

56 いまどきオフィス探訪
社員の交流を生み出し創造性を高める空間——スマートニュース株式会社

見落とし
ないか?

設備投資に まつわる

税制優遇措置

今年度末で生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制の上乗せ措置が期限切れとなります。これらの制度を改めて確認し、ポイントをおさらいします。

高木 舞
税理士法人サイムパートナーズ
税理士

平成26年1月から施行されている生産性向上設備投資促進税制は、機械等の設備を新規に取得すると、その取得価格を100%償却することもできる非常に節税効果の高い優遇税制です。

しかし、残念ながら今年度末(平成29年3月31日)をもって終了します。

また、生産性向上設備投資促進税制ならびに、中小企業が利用できる中小企業投資促進税制の上乗せ措置も、同日をもって期限切れとなります。

今回は、これらの制度をおさら

いし、現在施行されている設備投資にかかる優遇税制のポイントを紹介します。

生産性向上設備投資促進税制が適用される設備

表2を参考にしてください。
B類型については、機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウエアのすべてが適用対象となります。

適用を受ける際の手続きの流れ

生産性向上設備投資促進税制の適用を受けるためには、事前の手続きが必要です。確認書の発行を受けるまでに、通常1か月ほどの期間を要します。

経済産業局がすべての申請に対して短期間で確認書を発行できるとは限らないので、検討している設備投資についてこの税制の適用が受けられそうだと判断したときは、余裕をもつて早めに申請の準備を進めたほうがよいでしょう。

生産性向上設備投資促進税制には、最新設備を対象とするA類型と、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備を対象とするB類型があります。A類型とB類型の違いと共通点をまとめると、図表1のようになります。

A類型については、対象設備の細目が決められていますので、図

図表1 生産性向上設備投資促進税制の概要

類型	A類型	B類型
	先端設備	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
対象設備 (要件)	機械装置、工具、器具備品、建物 建物附属設備、ソフトウェア	構築物
	種類ごとに取得価額要件あり（たとえば、機械装置の場合は160万円以上）	
	・最新モデル ・年平均1%以上の生産性を向上	投資計画における投資利益率が年平均5%以上 (中小企業者等以外は15%以上)
確認手続き	工業会等が証明書を発行	経済産業局が確認書を発行
設備の種類	機械装置以外は限定あり	限定なし
その他 満たすべき要件	・国内への投資であること ・中古設備、貸付設備、賃貸資産でないこと ・生産等設備を構成するものであること（福利厚生目的や本店機能のみの、生産販売活動に間接的に必要とされる設備は対象外）	
対象者	青色申告をしている法人・個人事業主（対象業種や企業規模に制限はない）	
適用期限	平成29年3月31日事業供用分まで	

図表2 A類型設備の用途・細目

設備の種類	用途または細目
機械装置	すべて
工具	ロール
器具備品	試験または測定機器
	陳列棚および陳列ケースのうち、冷凍機付または冷蔵機付のもの
	冷房用または暖房用機器
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気またはガス機器
	氷冷蔵庫および冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）
建物	断熱材 断熱窓
建物附属設備	電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く）
	冷房、暖房、通風またはボイラー設備
	昇降機設備
	アーケードまたは日よけ設備（ブラインドに限る） 日射調整フィルム

〈中小企業者等の場合のみ対象〉

設備の種類	用途または細目
器具備品	サーバー用の電子計算機（その電子計算機の記憶装置にサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものおよびサーバー用のオペレーティングシステムと一緒に取得または製作をされるもの）（※）
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能および分析・指示機能を有するもの

※器具備品のうち、サーバー用の電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部または一部の提供を行なう事業を行なう法人が取得または製作をするものを除く

制度の期限切れ前の駆け込み申請が3月に増加することも予想されため、B類型の場合は、遅くとも平成29年2月中には、経済産業局への申請を終えておきたいところです。

なお、B類型の適用を受けた場合には、適用事業年度の翌事業年度から3年間、実施状況の報告をする必要があります。取得時の手続きのみでは済まないため、失念しないようしましょう。

手続きの流れは、次³、図表3、

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得等し、かつ、事業の用に供した対象設備については、50%の特別償却（ただし、建物・構築物は25%）または4%の税額控除（ただし、建物・構築物は2%）のいずれかを選択します。

平成28年3月31日までに事業供

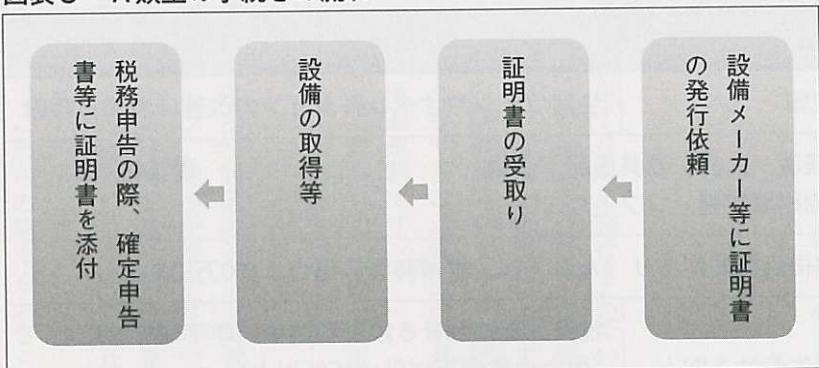
特別償却率と税額控除率

図表4のようになります。

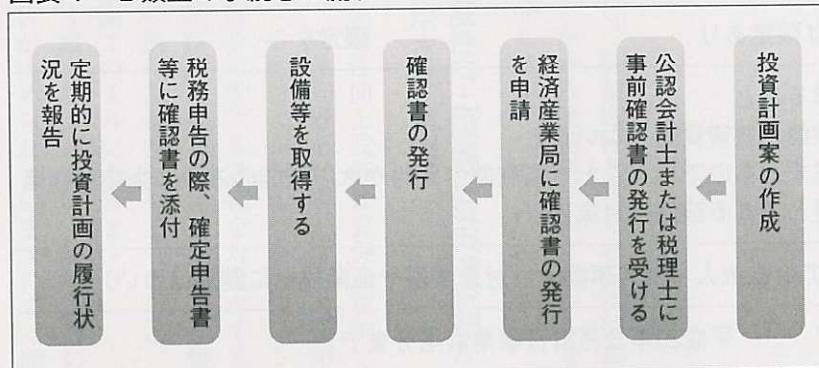
用した対象設備については、100%の特別償却（いわゆる即時償却）または5%の税額控除（ただし、建物・構築物は3%）のいずれかを選択できたため、これに比べると、減税効果は大幅に縮小されることになりました（図表5）。

中小企業投資促進税制の上乗せ措置

図表3 A類型の手続きの流れ



図表4 B類型の手続きの流れ



図表5 特別償却率と税額控除率

	A類型	B類型	特別償却	税額控除	中小企業の上乗せ措置	
					特別償却	税額控除
機械装置	○	○	50%	4%	100% (即時償却)	10% (資本金3,000万円超の法人は7%)
工具、器具備品、ソフトウェア(※)	○	○				
建物附属設備	○	○				
建物	○	○	25%	2%	×	×
構築物	×	○				

(※)については中小企業の上乗せ措置の適用にあたり、適用対象設備が限定されている

A類型では、サーバー用電子計算機、試験または測定機器、一定のソフトウェアのみが対象。B類型では、測定工具・検査工具、一定の電子計算機、一定のデジタル複合機、試験または測定機器、一定のソフトウェアが対象となっている

は別に、資本金が1億円以下の中小企業や個人事業主等は、中小企業投資促進税制の上乗せ措置の適用を受けることができます。

は、生産性向上設備投資促進税制の対象設備よりも限定されますが、生産性向上設備投資促進税制と同じ手続きで、優遇措置を受けることができます。

こちらも、平成29年3月31日事

業供用分までの適用となります
が、100%の特別償却（即時償却）または10%の税額控除（ただし、資本金3,000万円超の法人は7%）のいずれかを選択する

非常に高い節税効果が得られますので、自社の設備が該当していないか、期限前に見直すことをお勧めします。